

# Q48

相殺は破綻農水産業協同組合から行ってくれるのですか。また、相殺手続については、どのような説明があるのですか。

## Ans.

① 貯金者が、相殺を行うのか、概算払を請求するのか等の選択によって貯金者の権利関係が大きく変わってしまいます。また、倒産手続が開始された農水産業協同組合から相殺を行うことは、配当によらない弁済（破産手続）、再生計画によらない弁済（民事再生手続）の実態があるため、原則的に許されていません。このため、破綻農水産業協同組合（管理人・破産管財人等）が相殺を行うことはありません。

したがって、相殺は、民法の諸規定及び貯金者と農水産業協同組合との間の契約である貯金規定・借入約定等に基づいて、貯金者自らが借入金等の状況を勘案して、必要に応じて破綻農水産業協同組合に対して所定の手続を踏まえた相殺の意思表示をすることにより行っていただくことになります。

相殺の意思表示を行う方法は、貯金規定・借入約定等の定めに従う必要がありますが、後日の争いを防ぐため相殺通知書を内容証明郵便（配達証明付）で送ることが適当ですし、店頭で相殺通知書を受け渡しする場合にも、相殺通知書の受領書を受け取るなどしておいた方が安全です。

② 相殺手続に関する貯金者への広報については、破綻農水産業協同組合の貯金規定・借入約定等を踏まえながら、破綻農水産業協同組合の店頭、貯金保険機構のホームページ、マスコミ等により、適切に行うことを考えています。また個別の詳しい手続については、破綻農水産業協同組合の窓口等にて説明します。

I 貯金等の保護の  
範囲の概要

II 貯金保険制度の  
あらまし

III 貯金者データ等  
の整備

IV 破綻時の付保  
貯金の取扱い

V 破綻時に保険金の  
支払対象とならない  
貯金等の取扱い

VI 破綻処理

VII 金融危機への  
対応

VIII 不良債権の回収  
と責任追及